

# ノーモア・フクシマいわき市民訴訟 福島第一原発事故の国の責任を否定した最高裁6・17判決を見直し、公正で正義あふれる判決を求めます

最高裁判所第 小法廷 御中

仙台高等裁判所第2民事部（小林久起裁判長）は、2023年3月10日、東京電力福島第一原子力発電所事故の被害者である福島県いわき市民約1500余名が、事故を引き起こした国及び東京電力を被告として、その責任を明らかにするべく争われてきたノーモア・フクシマいわき市民訴訟に対して、国の責任を認めず、一審被告東京電力に対してのみ賠償を命じる判決を言い渡しました。

原告らは、高裁判決を不服として、最高裁判所に上告及び上告受理申立てを行っています。

仙台高裁判決は、国が原子力安全規制権限を行使していれば、事故を回避することができる相当程度高い可能性があったとして、2003年以降、国が規制権限を行使しなかったことを「違法な不作為があった」と断じる一方で、国賠法上の責任については、東電においてとられる防護措置によっては、「必ず重大事故を防ぐことができたはずであると断定することはできない」として否定しました。

規制権限が行使されていれば「必ず」事故が防げたかを問題としていること自体、これまで最高裁判決によって確立されてきた規制権限不行使の違法性判断の定式にはずれたものであって、判例に違背する判断であり、上告審において是正されるべき判断です。

また、規制権限を行使していても原発事故を防ぎ得なかったとする司法判断は、原子力安全行政の機能不全を不問に付すものであり、二度と原発事故を起こさせないという国民の常識に反する判断です。

「違法な不作為」を繰り返してきた行政を免責した判断は、違法な行政行為を司法判断でただすことを規定した日本国憲法が定めている三権分立を掘り崩すものであり、司法に対する国民の信頼を決定的に失わせるものです。

2022年6月17日最高裁第二小法廷判決は、規制権限不行使の法制判断に際して確立された判例法理に従わず、「規制権限を行使していれば被害を受けることがなかったであろうという関係」を要求し国の責任を否定していますが、貴小法廷におかれては、法廷内外の声に謙虚に耳を傾け、国民的に批判が出ている6・17最高裁第二小法廷判決を見直し、公正で正義に基づく、国民の常識にかなう判断を下されるよう心から求めます。

団体名	
住所	

【署名集約先】〒160-0022

東京都新宿区新宿2-1-3 サニーシティ新宿御苑10F

スモン公害センター内 ノーモア・フクシマいわき市民訴訟原告団東京事務所 宛

電話 03-6380-5442 FAX 03-3352-9476

【署名の最終締め切り日】最高裁の対応に寄りますが、早急さが求められていますので2023年11月末日とさせていただきます。